

札障第4444号

平成26年(2014年)12月26日

市内指定特定(障害児)相談支援事業所管理者様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出期限について(通知)

日頃、札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、この度、下記のとおり取扱いの一部を変更することとしたので、事業の円滑な実施に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 変更点

障害福祉サービス等の申請から利用開始までの期間が3か月を超える見込みである場合については、利用計画案等提出依頼書に記載した提出期限にかかわらず、当該障害福祉サービスの利用開始予定日(有効期間始期)から30日前までに利用計画案を提出する。

なお、障害支援区分認定前であるなど、この提出期限により難しい場合は、提出が可能となった後できるだけ速やかに提出すること。

【変更の理由】

障害福祉サービス等の支給申請から利用開始までの期間が長期に及ぶ場合、利用計画案と利用計画との時間的乖離を防止する観点から柔軟な対応を行う必要があるため。

2 留意事項

本取扱いについては、支給決定前の提出のみとなる「セルフプラン」には適用しないものとする。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
担当：今井 TEL011-211-2938 FAX011-218-5181
E-mail sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp